

## 寄附で拡幅整備工事を行う際の一般的な流れ

### 寄附による注意事項

- ※対象地の分筆登記、境界(官民、民民)の確定、抵当権の抹消等については、原則、所有者等のご負担となります。
- ※寄附申出時、既に寄附される道路敷地(道路後退部分)が分筆されている場合、区の測量に基づかない分筆位置となるため、その分筆位置が道路後退線として適切でない場合は寄附をお受けできません。
- ※寄附される道路敷地(道路後退部分)に抵当権が設定されている場合、抹消等に係る抵当権者から承諾書・印鑑登録証明書等の取得にお時間がかかる場合がございます。寄附申出前に抵当権者に取得期間等について事前に確認をお願いします。
- ※拡幅整備工事の時期、全体の流れについては、事前に区担当者と打合せをお願いします。
- ※寄附される道路敷地(道路後退部分)に共有塀等の支障物等がある場合、寄附をお受けできません。
- ※現地の状況や近隣との調整、分筆登記の期間、工事の混み具合、予算の関係等により、1回目書類提出から拡幅整備工事着手までに6か月以上お待ちいただく場合もございます。予めご承知おきください。

外構工事着工予定の6か月前と分筆登記完了後の2回に分けて

下記の書類を提出してください。

	1回目提出書類	2回目提出書類
提出時期	<b>【外構工事着工予定の6か月前】</b>	<b>【分筆登記完了後】</b>
提出書類	① 道路敷地寄附申出書 ② 印鑑登録証明書 ③ 資格証明書 ※法人の場合のみ必要 ④ 土地登記事項証明書 ⑤ 公函 ⑥ 寄附関係書類確認チェックリスト ⑦ 上記以外で、区から指示する資料等	① 登記原因証明情報兼登記承諾書 ② 印鑑登録証明書 ③ 資格証明書 ※法人の場合のみ必要 ④ 土地登記事項証明書 ⑤ 公函 ⑥ 寄附関係書類確認チェックリスト ⑦ 上記以外で、区から指示する資料等

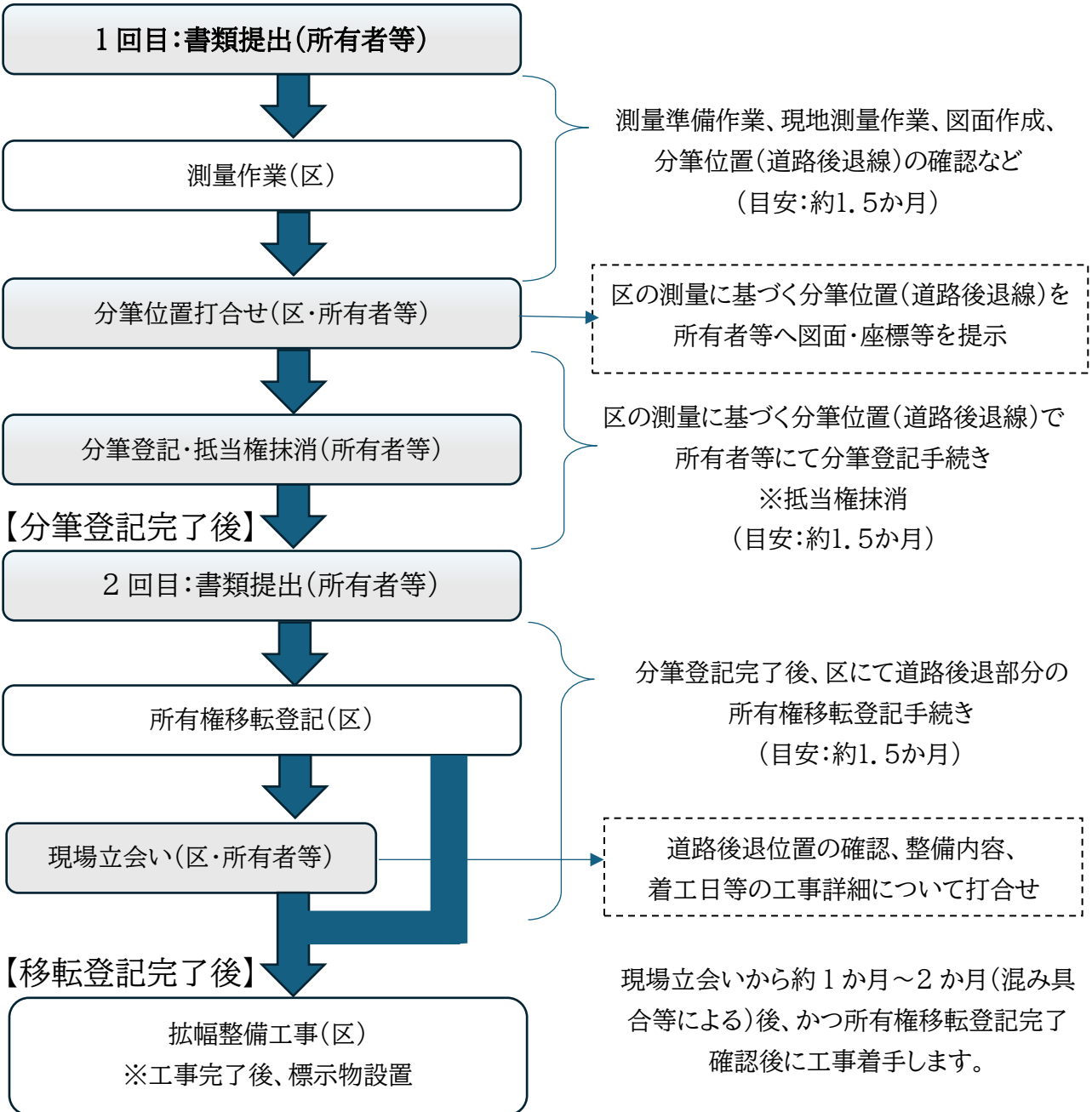
※上記、提出書類の詳細については、「寄附関係書類確認チェックリスト」を確認してください。

※1回目提出書類の提出後、売買等により所有者等が変更となった場合、2回目の書類提出時に、併せて1回目提出書類にある「道路敷地寄附申出書」の提出が必要です。

⇒裏面の「書類提出から拡幅整備工事までの一般的な流れ」も確認ください。

## 書類提出から拡幅整備工事までの一般的な流れ

【外構工事着工予定の6か月前】



※現場立会い時は、道路後退線の位置が確認できるように建設工事の仮囲いなどの仮設物がありましたら一時撤去にご協力ください。

※拡幅整備工事完了後、寄附された道路敷地(道路後退部分)に標示物(杭、プレート等)を設置します。